

公益社団法人長野県社会福祉士会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、社会福祉の援助を必要とする長野県民の生活の支援と権利の擁護、社会福祉に関する知識・技術の県民への普及・啓発並びに社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽に関する事業を行い、福祉サービスの推進と発展を図り、もって長野県内における社会福祉の増進及び県民の生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会福祉の援助を必要とする県民の生活と権利の擁護に関すること。
- (2) 福祉に関連した相談や支援に関すること。
- (3) 福祉サービスの資質の向上に関すること。
- (4) 社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関すること。
- (5) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関すること。
- (6) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関すること。
- (7) 社会福祉士等資格取得の支援に関すること。
- (8) 社会福祉専門職団体等との連携に関すること。
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、長野県内において行うものとする。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であって、長野県内に住所または勤務先を有し、この法人の目的に賛同して入会した個人

- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者または学識経験者で、理事会で推薦した後、総会において承認された者
- (4) 準会員 次に掲げる者で、長野県内に住所または勤務先を有し、この法人に所属することを希望する者
 - ア 社会福祉士試験の受験資格を有する者
 - イ 社会福祉士養成施設または大学の社会福祉士養成課程に在籍している者
 - ウ その他入会が適当と認められる者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団及び一般財団法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格取得）

第6条 この法人の正会員、賛助会員または準会員となろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込みをし理事会の承認を得なければならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定めるところにより、正会員は入会金及び会費を、賛助会員及び準会員は会費を支払う義務を負う。

（退会）

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次の各号の一に該当したときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款または規則に違反したとき。
- (2) 職業行為に関し、法令に違反して、刑罰に処され、または行政処分を受けたとき。
- (3) この法人または会員としての信用と名誉を傷つける行為をしたとき。
- (4) この法人の目的に反する行為をしたとき。
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 除名は、その事由に該当すると認められる会員に対し決議前に理事会（理事会に先立ち懲戒案件を審査する委員会）において、十分な弁明の機会を与えなければならない。また、当該会員に対し、総会の4週間前までに、当該総会において審議すること、かつ、その決議前に弁明する機会を与えることを通知しなければならない。

3 前項により除名が決議されたとき、会長は、当該会員に対し書面によりその内容及び理由を通知するとともに、理事会が別に定める懲戒基準規則に従い、所定の事項を機関紙その他に公示しなければならない。

4 本条に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、総会で承認を受けなければならない。

（会員の資格喪失）

第10条 会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 正当な理由がなく、第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (3) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 死亡し、もしくは失踪宣告を受けた時、または賛助会員である団体が解散したとき。
- (5) 正会員の場合は、法第32条または第33条により、社会福祉士としての登録を取り消されまたは消滅されたとき。
- (6) 除名されたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団及び一般財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 第9条に関すること。
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総正会員の5分の1以上の正会員から、会議の目的である事項及び、招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、その他法令で定められた事項を記載した書面をもってまたは電磁的方法により、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 第9条に関すること。
- (2) 監事の解任
- (3) 長期の借入
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

- 第19条 総会に出席しない正会員は、理事会で定めた時はあらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって議決し、または他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の規定により書面または電磁的方法をもって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 前項の議事録には、当該総会の議長のほか、当該総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、10名以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団及び一般財団法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任される。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 各理事について、当該理事及び配偶者または3親等内の親族その他特別な関係がある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊な関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長、理事の権限は理事会が別に定める。
- 6 会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 必要があると認める時には理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の財産の状況を調査する。
- (3) 理事会及び総会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べる。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告する。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集する。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告する。

- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。
- (8) その他監事に認められた法令またはこの定款に定める権限行使する。

(役員の任期)

第25条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、その退任した役員の任期の満了する時までとする。
- 3 理事または監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することとその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除または限定)

第29条 総会の同意がなければ、理事及び監事がその任務を怠ったとき、この法人に対しこれによって生じた損害の賠償責任を免除しない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長及び常任理事の選任及び解職
- (5) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務の決定

(種類及び開催)

第32条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎事業年度6回開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があつたとき。
- (3) 第24条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があつたとき、または監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 会長は前条第3項第2号または第3号前段に該当する場合は、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、理事会の日時および場所を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、理事及び監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く議決に加わることができ る理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団及び一般財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会

の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第23条第6項の報告についてはこの限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の管理)

第39条 この法人の財産の管理については、理事会において別に定めることによる。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、正会員名簿を主たる事務所

に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第44条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議によらなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、第48条の規定を除き、総会において、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、法令によるほか、総会において、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合、または合併により消滅する場合、その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除いて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1か月以内に、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人もしくは同法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人は解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とするその他の公益法人もしくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第49条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 雜 則

(雑 則)

第52条 法令またはこの定款で定めるもののほか、この法人の運営については理事会において別に定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた日から施行する。